

## 独占禁止法基本問題懇談会（第10回）議事概要

平成18年4月4日

1 日時 平成18年3月30日（木）13：30～16：00

2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室

### 3 出席者

座長	塩野 宏	東京大学名誉教授
座長代理	金子 晃	慶應義塾大学名誉教授
委員	石井 卓爾	三和電気工業株式会社代表取締役社長
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
	小林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	角田 真理子	明治学院大学法学部助教授
	西田 典之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	根岸 哲	神戸大学大学院法学研究科教授
	浜田 道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	増井 和男	慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
	松井 彰彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	村田 恒子	松下電器産業株式会社パナソニックシステム ソリューションズ社法務グループマネージャー
	諸石 光熙	住友化学株式会社特別顧問
	山本 孝宏	弁護士

(専門調査員) 今井 法政大学教授、岩橋 東京大学助教授、川出 東京大学教授、  
中川 神戸大学教授

(その他) 公正取引委員会 伊東 経済取引局長

(事務局) 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西 室長、別府 次長、  
寺川 参事官

#### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 課徴金に係る制度の在り方について
- (3) 審査・審判の在り方について
- (4) 閉会

#### 5 課徴金に係る制度の在り方について

##### (1) 公正取引委員会からの説明

公正取引委員会から、現行の課徴金算定率の考え方、課徴金減免制度の趣旨、独占禁止法における刑事罰の体系・両罰規定の考え方について説明があり(資料1参照)、これに対する質疑応答が行われた(意見については、(2)に併せて記載)。

##### (2) 討議

前回に引き続き、課徴金に係る制度の在り方について、討議を行った。出された意見の概要は以下のとおり。

###### ア 現行の課徴金制度について

- ・ 課徴金の算定率について、現行の関連商品売上高の10%では十分な抑止力となっていないのではないか。
- ・ 中小企業の課徴金算定率を大企業より低くしているのは、不適當なのではないか。独占禁止法以外で金銭的不利益の算定について中小企業を優遇している例はあるのか。
- ・ 公正取引委員会が調査を開始した後に申請した場合にも、課徴金減免制度の適用があるが、調査開始後に申請した事業者と調査開始前に申請した事業者(3番目に申請)に同じ減免率が適用されるのは疑問である。
- ・ いわゆる排除型の私的独占も課徴金の対象とすべきではないか。

- ・ 排除型の私的独占については、排除自体は正当な競争行為にも必然的に伴うものであることから、違法かどうかの判断が困難という問題もあり、先の改正では課徴金の対象とはされなかった。
- ・ 罰金額の2分の1に相当する額を課徴金から控除することとしている現行の課徴金制度は、司法が判断した額の半額を行政が支払うようなものであり、行政による司法への侵害とも言える。むしろ、税法で行われているように、課徴金納付額を裁判所が罰金の量刑で考慮することとすべきである。

#### イ 課徴金の性格・算定根拠等について

- ・ 課徴金は、制裁としての性格を徹底させ、比例原則の範囲内で一定の上限を定め、有責性等を考慮して額を決められるようにすべきである。
- ・ 不当利得相当額以外のものを算定のベースにするとしても、その新しいベースを採用することについて、合理的な説明ができることが必要ではないか。
- ・ 比例原則の要請には、状況に適切に対応しなければならないという意味もある。不当利得を全く考慮しないで、状況に適切に対応していると言えるかどうかである。
- ・ 排除型の私的独占や優越的地位の濫用については、不当利得相当額を計算することが困難であり、不当利得相当額を算定のベースとする課徴金である限り、不公正な取引方法をその対象とすることは難しい。
- ・ 被害者が明確である入札談合が多い現状の中で損害賠償等が活発化していることを踏まえ、課徴金は、不当利得の剥奪と制裁の両方の性格を持つことを、むしろ正面から認めるべきではないか。そうすれば、損害賠償等との関係が整理しやすくなる。
- ・ 課徴金の性格論よりも、抑止力が確保されるかどうかの問題である。我が国では長くカルテルが合法的に認められてきた経緯もあり、競争規範を根付かせるような制度設計が必要である。

#### ウ いわゆる行政制裁金と課徴金との比較

- ・ いわゆる行政制裁金と課徴金について、両者の性格の本質的な違い、メリット・デメリットを整理すべきではないか。特に、どちらが違反行為の抑止に役立つかという観点から整理すべきではないか。
- ・ 行政庁が自らの裁量で制裁金額を加減するような制度を作ることについて根本的な制約があるのか、それとも、単にこれまではなかったというだけなのか、という視点も重要ではないか。
- ・ 行政制裁金の性格に関しては、そもそも「行政制裁」とは何かについてコンセンサスができていない。

- ・ 売上高に一定率を乗じた額を賦課する日本の課徴金制度がよいのか、算定にあたり行政庁に一定の裁量を与える行政制裁金制度がよいのかについては、多くの国で行政制裁金制度が導入されており、国際的にすでに決着がついているのではないか。
- ・ 行政制裁金とすると、争点が増加することにより迅速性が損なわれるおそれがある。行政制裁金制度を導入している欧州では、行政庁の裁量を狭めるためにむしろ算定方法の基準を整備してきており、EUをモデルといえるかどうかは疑問である。
- ・ グローバル・スタンダードを念頭に置くことよりも、我が国に合った制度とすることを念頭に検討することが重要なのではないか。
- ・ 市場や企業行動がグローバルになっていることを考えれば、制裁についても国際的な整合性をとることは重要である。

#### エ 企業のコンプライアンス(法令遵守)体制

- ・ 企業のコンプライアンス体制の整備を条件に課徴金を減額するような制度とし、社内的な徹底を後押しできるような仕組みとしてはどうか。
- ・ 課徴金の減額要素として、企業のコンプライアンス体制を考慮するのであれば、通り一遍のものでは意味がなく、細かく見ていく必要があるが、それは困難である。
- ・ コンプライアンス体制が整備されていればそもそも違反行為は生じないのではないか。
- ・ 課徴金減免制度において、今後コンプライアンス体制を整備することを減免適用の条件としてはどうか。他方、違反行為時にコンプライアンス体制が整備されていたことを理由に課徴金を減額することには反対である。
- ・ コンプライアンス体制の整備以前の問題として、繰り返し違反行為を行う事業者が多いので、確定排除措置命令違反に対する刑罰を重くし、再犯を防止すべきである。

## 6 審査・審判の在り方

事務局から、「審査・審判の在り方」に関する資料として、独占禁止法における手続の流れ(資料2)、我が国における主要な行政調査(資料3)、我が国における行政審判制度(資料4)、主要国競争法における手続の流れ(資料5)、主要国競争当局の調査権限等(資料6)、アメリカ及びイギリスにおける審判官(資料7)について説明があり、質疑応答が行われた。

7 今後の予定

次回の会合（4月21日）では、「審査・審判の在り方」等について議論することとされた。

（文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室）